

平成30年度前期放送大学との単位互換制度による 特別聴講派遣学生募集要項

1 単位互換制度の概要

- (1) 放送大学と本学は、相互の交流と教育課程の充実を図ることを目的として単位互換制度を実施しています。
- (2) この制度は、本学に在籍する学生を放送大学に特別聴講学生として派遣し、学生が放送大学で履修した授業科目について修得した単位が本学において履修した単位として認定される制度です（ただし、単位数には制限があり、科目によっては本学の卒業要件単位として認められない場合もあるので注意してください）。また、教育職員免許法施行規則に定める「教職に関する科目」としては認められません。

2 出願資格等

(1) 出願資格

派遣時に本学に在籍する学生（大学院学生を除く）。

(2) 授業料等

特別聴講派遣学生の検定料、入学料は徴収しない。

授業料は、放送大学が定める授業料（1科目（2単位）につき11,000円）を放送大学に納入するものとするが、一定の基準を満たした場合に大学から同額の助成金を支給する。

(3) 開放科目

別紙、「単位互換開放科目」のとおり。

なお、授業内容の詳細は、放送大学のシラバスを参照のこと。

（本学の学生が放送大学で修得できる単位数は、通算して60単位以内とする。）

(4) 履修計画

放送大学の履修に関する規則をよく理解して、無理のない計画を立てること。

(5) 履修期間

履修する授業科目が開講する学期とする。

(6) 授業科目修了の認定のための試験の実施方法

授業科目の単位認定試験は放送大学が実施するので、受験上の取扱いについては、放送大学の規則によること。

なお、放送大学の単位認定試験と本学の試験日時が重複した場合には、事前に本学の永平寺キャンパス教育推進課または小浜キャンパス企画サービス室に連絡し、指示を受けること。

(7) 放送大学等の施設の利用

特別聴講派遣学生は、履修上必要な施設・設備を利用することができる。

3 出願手続

(1) 「特別聴講派遣学生願書」等の提出

受講希望者は、下記受付期間に別紙様式「特別聴講派遣学生願書」を永平寺キャンパス教育推進課または小浜キャンパス企画サービス室に提出すること。

受付期間：平成30年1月12日（金）～1月19日（金）

◎ 出願手続きの流れ

添付した本学の平成30年度前期の授業時間割（案）により、本学で履修する授業科目を選ぶ。



放送大学の単位互換開放科目の中から、指導教員等と相談し、放送大学で履修する授業科目を選ぶ。この際、専門科目として修得するのか、一般教育科目として修得するのかを決めておく。



「特別聴講派遣学生願書」に所要事項を記入し、指導教員等の承認を受けた後、永平寺キャンパス教育推進課または小浜キャンパス企画サービス室に提出する（平成30年1月12日（金）～1月19日（金））。



各学部教授会で、派遣を許可された者は、放送大学へ提出する「特別聴講学生用出願票」を永平寺キャンパス教育推進課または小浜キャンパス企画サービス室に提出する（提出期限等は後日連絡）。

4 単位認定および学業成績

(1) 単位認定

放送大学からの成績通知に基づき、単位が授与された授業科目について、本学の授業科目として認定する。

(2) 学業成績

単位を認定された授業科目の成績原簿への記載については、放送大学における成績を本学の評定方法により読み替えて記載する。

5 所在地等

放送大学福井学習センター

〒910-0858 福井県福井市手寄 1 丁目 4-1 (AOSSA 7 階)

電話番号 0776-22-6361

FAX 0776-22-6431

6 助成金の支給

(1) 受給資格

以下の要件を満たした場合には、放送大学の授業科目履修に要した授業料を助成する。

- 放送大学への特別聴講派遣学生願書を提出して、放送大学の授業科目を履修した本学の学生であること。
- 当該授業科目について、単位認定試験を受験したものであること。
(単位認定試験がないオンライン授業については、小テスト、ディスカッション、レポートの提出数を永平寺キャンパス教育推進課または小浜キャンパス企画サービス室に申告すること。)

(2) 申請方法

別紙「放送大学授業科目履修助成金請求書」に、(1)の受給資格を有することを証する書類の写しを添付して、永平寺キャンパス教育推進課または小浜キャンパス企画サービス室まで提出すること。